

【 13 】

氏 名	上 山 安 敏 うえ やま やす とし
学 位 の 種 類	法 学 博 士
学 位 記 番 号	論 法 博 第 9 号
学位授与の日付	昭 和 40 年 9 月 28 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	ドイツ官僚制成立論

論文調査委員 (主 査) 教 授 長 浜 政 寿 教 授 猪 熊 兼 繁 教 授 猪 木 正 道

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は「主としてプロイセン絶対制国家を中心として」という副題が示すように、18世紀におけるドイツ官僚制の成立史をプロイセンに重点をおいて研究したものである。

第1章「序説」では、ドイツ官僚制の特質を明らかにするという目的の下で、明治維新以来の日本官僚制との比較が試みられる。その場合、これらの官僚制の歴史的発展を規定づける決定的動機が土地所有の権力的構造に求められるとして、そうした観点から論旨が進められている。そして、封建体制そのものの中に絶対制を内包させた日本の封建社会と異なり、ヨーロッパの絶対主義は封建貴族・寄生地主層と絶対王政の二元主義の克服という陣痛を経なければならなかったものであり、その場合、プロイセン型では絶対王政は反封建闘争を通じて旧貴族をエリートとして新体制の中に再編入する過程をたどった、とする。要するに、この章では、日本とプロイセンとの比較を通じて、近代的官僚制がどのような政治的・経済的・社会的諸条件の下で形成されるかという問題の全体的展望が試みられている。

つづく第2章および第3章では、ドイツ官僚制を存立せしめた社会的諸基盤がとりあげられている。「プロイセン官僚制の基礎構造」と題する第2章では、何故にプロイセンに官僚制が発達しイギリスの議会制に相当する等族制が衰退したのかという問題意識に導かれて、封建制と官僚制との関連が解明され、結局、プロイセン国家が一つの拡大化されたグーツヘルシュフトをなしており、この国家の原始蓄積の強行のためには、官僚制は公権力による租税収奪の手段として最も適合したものであった、とする。そして、三十年戦争後におけるその発展の諸条件が具体的歴史的に分析されている。「軍事・財政政策と官僚制」と題される第3章では、プロイセンの歴史的諸条件の中に形成される特有の軍事体制が全体的な社会構造の中でどのようにプロイセン官僚制の創出の推進力となり得たかということを明らかにするために、軍制史と財政政策とが詳細に分析され、この面からする「プロイセン軍事官僚制国家」の形成の過程が検討されている。

第4章「官僚制機構」においては、封建制から絶対制への発展過程に即応して進出してくる官僚制の機

構面が、もっぱら軍事租税官僚を中心として、記述されている。

第1節では、この機構の歴史的発展過程がその背景としての社会構造との転換と関連せしめながら詳しく検討され、第2節では、プロイセン官僚制の諸性格が「官僚層の階級的構成」の分析をも含めて鮮かに描かれている。

第5章「司法機構の構造」では、行政官僚制と中世以来の裁判権・司法機構との関連の問題がとりあげられている。

第1節では、こうした裁判権・司法機構の歴史的発展が詳しく述べられ、司法が行政とは異質性を保ちながらも官僚制機構の中に再編成されていく過程、すなわちプロイセン絶対制国家の最終的仕上げのそれ、が検討されている。しかし、この過程は同時にドイツ的な法治国家観の生成のきっかけでもあるとして、第2節で、法治国家イデオロギーやその国家構造の問題が、豊富な資料を駆使しながら、検討されている。

第6章は「革新的啓蒙官僚層の形成」と題される。絶対制国家の進展は次第に重商主義的国家原理と自由主義的個人原理との対抗関係を生んでくるが、プロイセンでは、それが行政官僚と司法官僚との対抗関係としてあらわれた。本章では、こうした対抗関係をあとづけながら、行政と司法との確執が解消され、司法官僚も行政官僚もやがて「国王の官吏」から「国家の官僚」へ脱皮し、絶対王政から次第に指導権を奪い、いわば「官僚制的絶対主義」の担い手としての主体性を確立する過程がとりあげられ、それが19世紀官僚制へと発展するいとぐちが示されている。

論文審査の結果の要旨

これまで、西洋法制史の分野においては、学説史が相当のウェイトを占めていた。この論文はそうした研究を一步すすめて、法および法学を存立せしめる諸モメントを時代の社会構造に還元しその有機的なつながりを全体社会構造の中でとらえるという作業方法を取り、研究対象として、ドイツ絶対主義の支配形態としての官僚制をとりあげたものである。方法的には、従来の未開拓の領域に新しい鋸をうちこんだものであり、内容的には、社会の全体的構造面との有機的かつ具体的な関連づけの下でドイツ官僚制の成立・発展過程を明らかにするというこの論文の本来の意図は十分に成功している。そして、その論旨は常に綿密詳細な資料に基づいて展開されている。

これまで、日本の学界においても、ドイツ官僚制に関する研究が全くなかったわけではない。しかし、それらの大部分は官僚制の制度的ないし機構的側面に重点がおかれていた。これに対し、この論文はドイツ官僚制の権力構造を、社会経済史の成果をも広汎にとり入れて、極めて広い視野からの研究であり、この分野での貴重な業績であるのみならず、間接には日本官僚制の研究にとっても重要な寄与をなしている。

よって、本論文は法学博士の学位論文としての価値があるものと認める。